

(案)

造林事業請負契約書

- 1 事業名 造林事業（後口山1005ほ1林小班外2 下刈作業外6）
- 2 事業場所 高知県安芸郡北川村和田 後口山国有林1005ほ1林小班外2
- 3 事業量 別紙 事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和9年3月19日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額

[注] () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払	分の 以内 第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
○	部分払	2 回以内 第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
肥料	マウントキングS(粒剤)	1式	安芸森林管理署	令和 年 月 日
忌避剤	アスファルト乳剤(PK-3)	1式	安芸森林管理署	令和 年 月 日

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月17日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県安芸市川北乙1773番地6
 氏名 分任支出負担行為担当官
 安芸森林管理署長 石原 敬史 印

請負者 住所
 氏名
 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

事業内訳書

記入 番号	作業種	国有林名	林小班	面積 (数量)	単位	樹種・本数			事業期間
						スギ	ヒノキ	計	
1	下刈(全刈)	後口山	1005ほ1	2.77	ha				別途協議
2	下刈(全刈)	後口山	1005ほ2	2.85	ha				別途協議
	下刈計			5.62	ha				
-	防護柵点検・ 簡易補修	後口山	1005ほ1	0.90	km				別途協議 事業期間内に1回
-	防護柵点検・ 簡易補修	後口山	1005ほ2	0.85	km				別途協議 事業期間内に1回
	防護柵点検・ 簡易補修計			1.75	km				
1	植付	後口山	1005と	0.74	ha	1,110		1,110	植付：指定作業期間 令和8年5月末まで
1	施肥	後口山	1005と	0.37	ha				施肥：指定作業期間 令和8年5月末まで
-	根切	後口山	1005と	0.38	ha				根切：指定作業期間 令和8年5月末まで
-	忌避剤散布	後口山	1005と	0.74	ha				忌避剤散布：1回目 指定事業期間 令和8年5月末まで
-	忌避剤散布	後口山	1005と	0.74	ha				忌避剤散布：2回目 指定作業期間 令和8年9月～令和8年11月
-	忌避剤散布	後口山	1005と	0.74	ha				忌避剤散布：3回目 指定作業期間 令和9年2月～令和9年3月
1	植付	後口山	1005と	1.32	ha	1,980		1,980	自契約締結日の翌日 至令和9年3月19日
1	施肥	後口山	1005と	0.64	ha				自契約締結日の翌日 至令和9年3月19日
-	根切	後口山	1005と	0.62	ha				自契約締結日の翌日 至令和9年3月19日
-	鹿防護網設置 (支柱利用)	後口山	1005と	0.55	km				自契約締結日の翌日 至令和9年3月19日
-	鹿防護網設置 (立木利用)	後口山	1005と	0.45	km				自契約締結日の翌日 至令和9年3月19日
	鹿防護網設置計			1.00	km				

1. 本数伐採率は実地調査(収穫調査)の本数伐採率とする。

2. 樹種・本数欄は、新植、改植、補植等は(本)、除伐2類、保育間伐、本数調整伐については、上段はha当たりの本数伐採率(%)、下段はha当たりの目安伐採本数(本)である。

3. 忌避剤散布の指定作業期間について、監督職員から協議の申し出があった場合は、この限りでない。

材料仕様書

1. この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2. 材料の規格及び数量

材料名	規格	単位	数量	備考
スギコンテナ苗(特定苗)	苗長80cm上 根元径6.0mm上	本	3,105	
コンテナ苗用袋	1枚40本入り	枚	78	
支柱(杭)	植付作業仕様書 参照	本	3,105	
結束材	植付作業仕様書 参照	m	931	
獣害防止ネット(支柱利用)	下記参照	セット	11	セット内訳下記7のとおり
獣害防止ネット(立木利用)	下記参照	セット	9	セット内訳下記8のとおり

3. 請負者は、2を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

4. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

5. 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。
上記5について、同等品（品質・規格が同等以上）を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査を受けなければならない。

6. 獣害防止ネットについては、下記及び別紙「鹿防護網設置仕様書及び定規図」を参考とし同等又は同等以上のものとする。

7. 獣害防止ネット50m一式（支柱利用）

品名	規格等	数量	単位
①獣害防止ネット	ステンレス線入り 50mm目合 2.4m×50m 上段1.0mポリエチレン (400D 30本以上) 中段1.0mステンレス入り(400D 30本以上 φ0.29 4本) 下段0.4mポリエチレン (400D 30本以上) 上張り、下張り、裾抑えロープ付き (8mm) 視認性の良い色	1	枚
②本体ネット固定アンカー	アンカー 400mm	96	本
③支柱	FRP支柱 φ33×2.4m	16	本
④支柱控えロープ	φ6mm×55m	1	本
⑤支柱控えアンカー	アンカー 400mm	16	本
⑥被膜番線	#16 100m	1	巻
⑦ロープ止め支柱キャップ	φ33用	16	個

8. 獣害防止ネット50m一式（立木利用）

品名	規格等	数量	単位
①獣害防止ネット	ステンレス線入り 50mm目合 2.0m×50m 上段1.0mポリエチレン（400D 30本以上） 下段1.0mステンレス入り（400D 30本以上 φ0.29 4本） 上張り、下張りロープ付き（8mm） 視認性の良い色	1	枚
②本体ネット固定アンカー	アンカー 400mm	50	本
③立木利用資材	ゴム製ロープ等：立木を傷つけないもの	24	m
	固定具：上記ゴム製ロープ等に適するもの	16	個

9. その他

品名	規格等	数量	単位
獣害防止ネット用ファスナー	1.6～2m程度	4	個
本体ネット結束部材	ステンレス線入補修糸 55m/巻 (本体ネット50mに編み込む長さ5m程度)	2	巻

(造請—13)

植付作業仕様書 (スギコンテナ苗植栽)

植付作業については、造林事業請負標準仕様書第28条によるほか次のとおりとする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。
 - (1) 植付本数 ha 当たり 1,500 本
 - (2) 列間距離 2.0 m 苗間距離 3.4 m
 - (3) 植穴の大きさは、植え付けするコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着する大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。
- 2 前項基準に基づき植付に直接支障のない枝条、倒木は原則として移動させず、植付地点周辺部のみ、枝条や堆積物を取り除くこと。

ただし、著しく密積し歩行や植付が困難な箇所は、植付地点を周囲へ移動するものとする。
- 3 植付地点を中心として四方の落葉、雑草等の地被物を取り除き、第1項の大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。
- 4 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。
- 5 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。
- 6 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。
- 7 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。
- 8 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。
- 9 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ、植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。
- 10 植付作業後は、適切な支柱(杭)の設置と結束を行い、植栽直後の苗木を強風等から保護するため以下の措置を実施する。

設置資材

(1) 支柱(杭)

材質・規格：自然分解できる材質のもの 長さ 90cm程度 径 2.0cm程度

(2) 結束材

材質・特性：麻紐(5本撚り以上 太さ 3.0mm程度)

設置方法

- (1) 苗木の根鉢を傷めないよう、幹から 5cm～10cm 程度離れた位置の地中に垂直に 30cm 以上確実に打ち込み、動かない程度に固定する。
 - (2) 苗木と支柱を直接密着させず、苗木の樹高の 1/2～1/3 の高さで結束し、幹の肥大成長を考慮して、緊結させないよう余裕を持たせ、緩みや脱落がないよう結束する。
- 10 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。
- 11 この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

忌避剤散布作業仕様書

- 1 現地において表示または、指示した区域に忌避剤散布作業を実施するものとする。
- 2 使用規格 アスファルト乳剤 (PK-3)
使用製品は、噴霧器に2倍程度に希釈したものを使用する。
- 3 散布量 (希釈後の量) 1本あたり 80ml 程度 1,500本あたり 1200
- 4 散布方法
 - (1) あらかじめ試験散布を行い目安をつけたのち作業に着手するものとする。
 - (2) 降雨時、降雨直前、直後あるいは強風時の作業は行わないものとする。
 - (3) 噴霧器による散布とし、苗木の幹や枝等に均一に散布することとし、造林木にまきむらのないよう注意すること。
 - (4) 希釈液は粘度があるため、噴霧器のノズルは大滴ノズルなど広めの孔径を選択すること。
 - (5) 作業終了直後、あるいは休憩などで30分以上噴霧を停止する場合は、ノズル先端の固着状況を確認することし、必要に応じ清掃や予備のノズルと交換することで均一な散布ができるように努めること。
- 5 安全管理
 - (1) アスファルト乳剤 (PK-3) は、発注者の指定した監督職員と請負者の間において厳正に授受を行い、引渡しを受けた乳剤は火気、衝撃及び油類その他有機物との混合を禁止のこと。
 - (2) 作業の実行に当たっては、安全データシート (SDS) を必ず確認し、防護具を全作業員に着用させ、着脱についてもその内容を厳守し、記載事項に従った上で、健康管理、安全管理に万全を期すること。
 - (3) アスファルト乳剤は一度乾燥すると除去が困難なため、林地内への原液流出厳禁とすること。
 - (4) 空容器類は安全な箇所に集め監督職員の数量確認を受けたのち、その指示を受け処置すること。
- 6 この仕様書により難しい場合又は技術的事項に関しては監督職員の指示によること。

(造請一 3 5)

林地施肥作業仕様書

- 1 現地において表示または、指示した区域に林地施肥作業を実施するものとする。
- 2 使用肥料 別途指示のとおり
- 3 施肥量
施肥個数は、苗木 1 本当たり 6 個を標準とする。
- 4 施肥方法
苗木中心に前項基準に基づく個数を置くこととし、肥料が直接根鉢上部に触れないように必ず 2～3cm の土を被せて配置する
- 5 肥料の取扱い
肥料は作業終了まで取扱いに注意し、保管中雨、露、湿気等による変質、流亡並びに事故のないよう善良な管理をすること。
- 6 その他
この仕様書により難いことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

根 切 作 業 仕 様 書

本作業は、コンテナ内で形成された根鉢に対し、適切な切断を実施することで植付後の根の伸長を促進し、初期成長の増進を図ることを目的とする。

- 1 現地において表示または、指示した区域に根切作業を実施するものとする。
- 2 根切方法
根切は次により行うものとする。
 - (1)植付作業の直前に根切を実施すること。
 - (2)コンテナの根鉢底部から根鉢の中心付近まで剪定鋏等で十字に切れ目を半分程度入れることし、根鉢全長の底部から50%以上を切断する過度な根切は実施しないこと。
 - (3)根の切断後は速やかに植穴に投入し、根切を行った状態で直射日光や風にさらす行為は実施しないこと。
- 3 そ の 他
この仕様書により難しいことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

(造請－ 3 6)

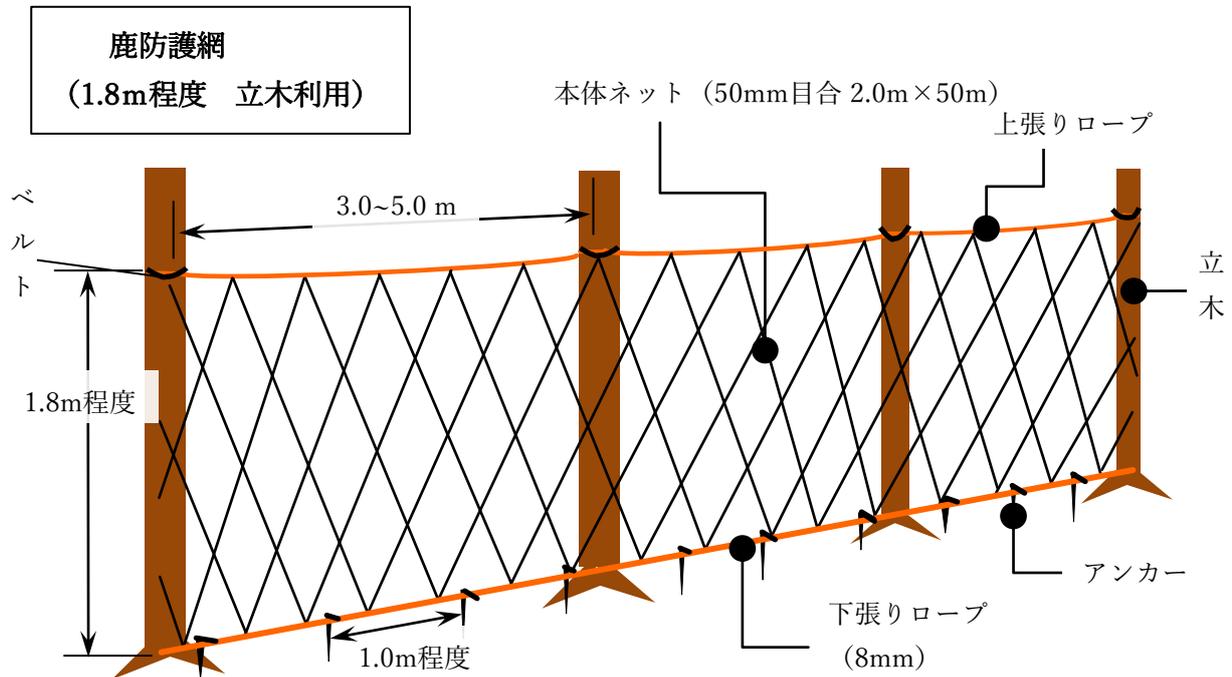
支給材料仕様書（苗木を除く）

支給材料仕様書については、造林事業請負標準仕様書第7条によるほか次のとおりとする。

- 1 この仕様書は、契約約款第15条に基づくものとする。
- 2 材料は官給とする。
- 3 材料は発注者の指定する場所で引渡しする。
- 4 引渡しに当たっては、請負者は必ず立会し材料に異状を認めたときは、監督職員に申し出てその指示により処理すること。
- 5 請負者が材料を受領したときは、遅滞なく受領証を提出すること。
- 6 請負者が引渡しを受け保管中の材料を亡失、又は棄損、滅失したときは原則として発注者の指定する期間内に、監督職員が適格と認める材料を補充するものとするが、天災その他、不可抗力による場合は、発注者、請負者協議して決定する。
- 7 請負者は引渡し材料の使用残が生じた場合は、直ちに監督職員に申し出てその指示により必要な措置を講ずること。

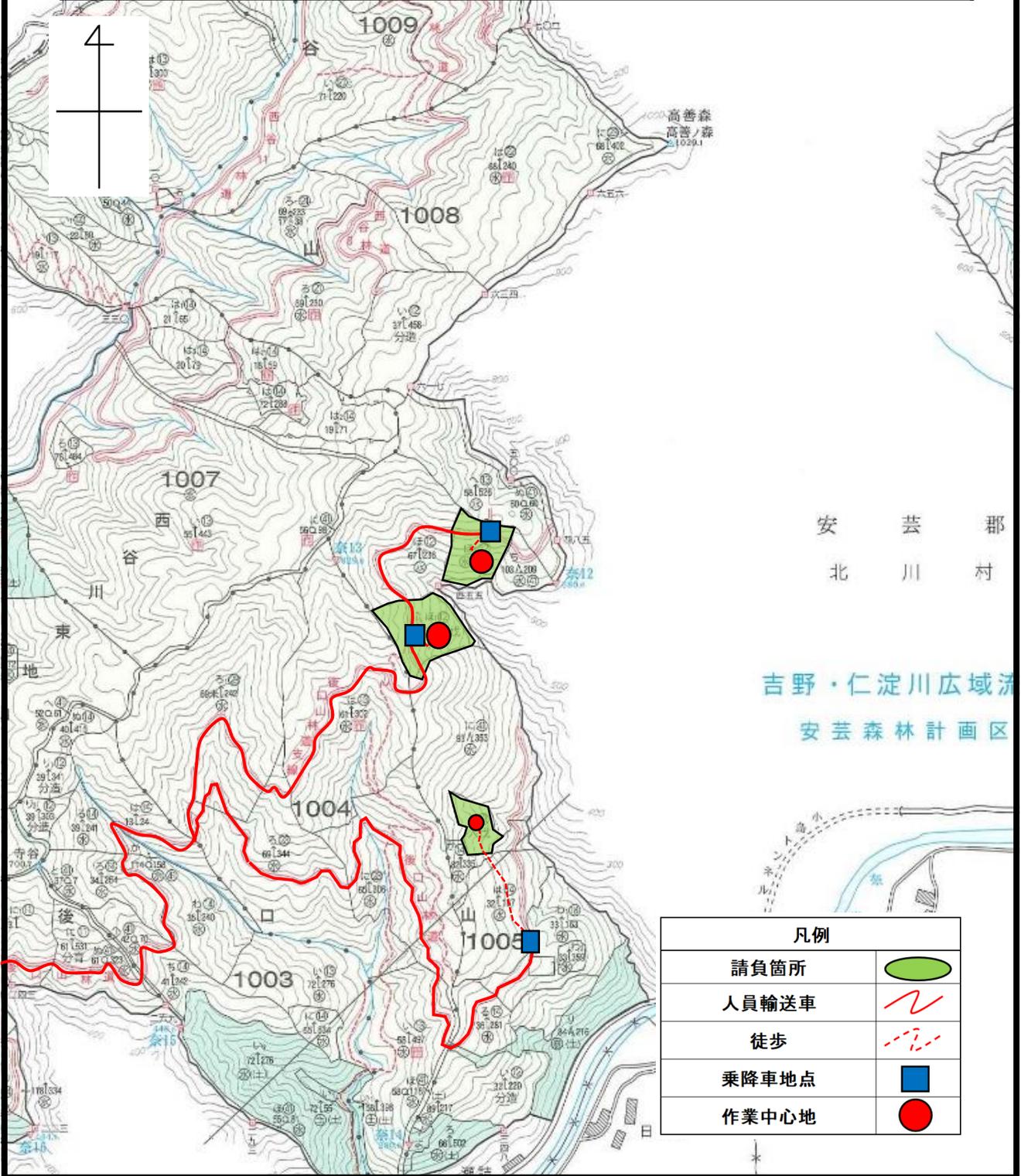
鹿防護網設置仕様書及び定規図（立木利用）

1. 設置箇所は、発注者が指示した箇所とする。
2. シカ防止ネットは、下記の寸法を基本として設置する。
3. シカ防止ネット設置箇所は枝条及び下草を取り除くこと。
4. 立木を利用して鹿防止ネットを設置する場合は、その間隔を 3.0～5.0 m程度とし、立木と本体ネットを上1箇所、立木利用資材で固定すること。
5. アンカーは、下張りロープに1.0m程度の間隔で設置し、ロープと地面に隙間が出来ないようにしっかり固定すること。
6. 支柱控えロープの固定は、アンカーを使用すること。
7. 歩道と接続する箇所は、監督職員の指示に基づき開閉できる出入口を作製すること。
8. その他作業の実施に当たって疑問等のある場合は、監督職員と協議の上実施すること。



令和8年度 造林事業
 下刈作業外請負箇所位置図
 後口山 1005 ほか 1 林小班外 1 S=1:20,000

野友・北川森林事務所



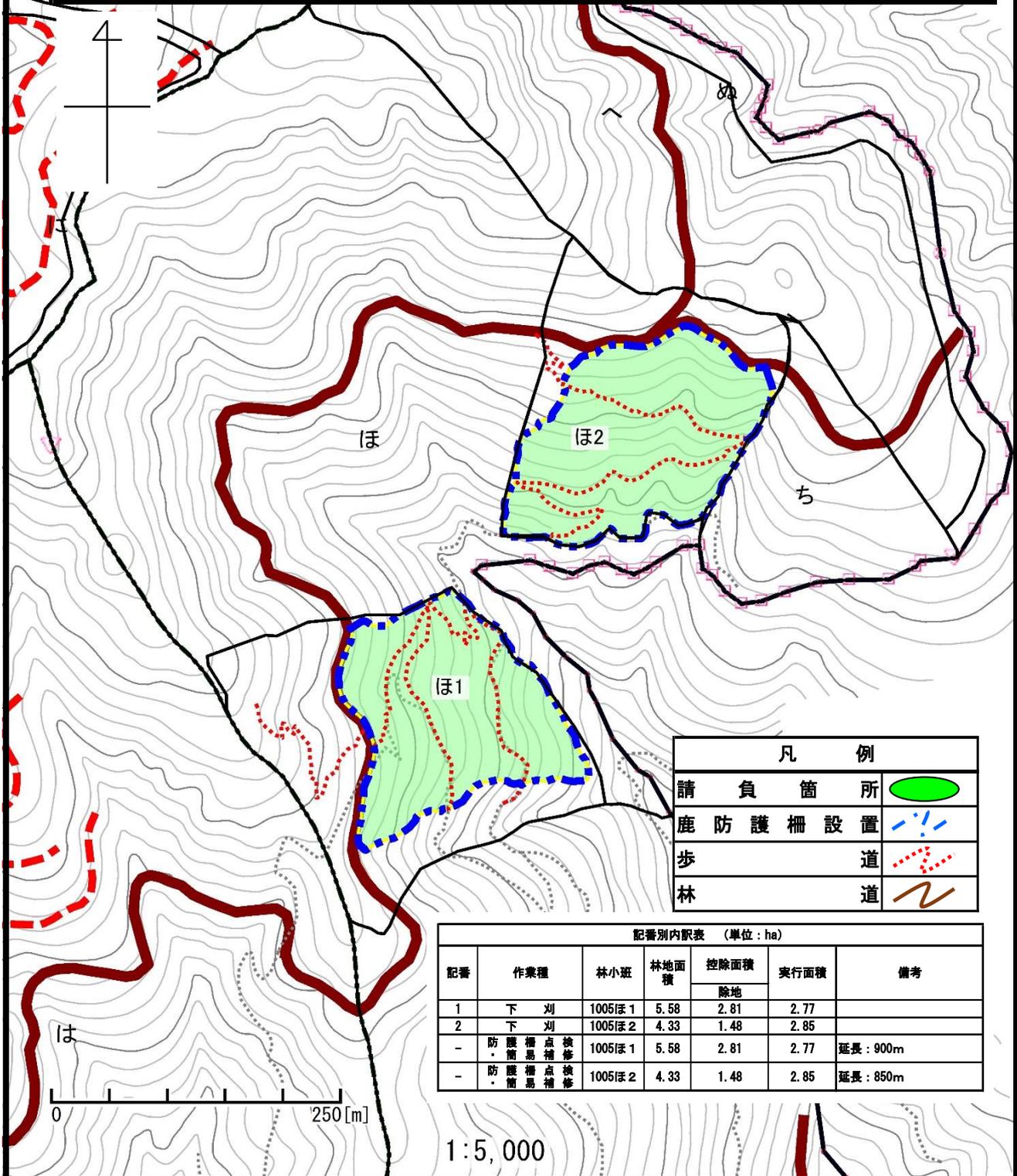
安芸郡
 北川村

吉野・仁淀川広域済
 安芸森林計画区

凡例	
請負箇所	
人員輸送車	
徒歩	
乗降車地点	
作業中心地	

令和8年度 造林事業
 下刈作業外請負箇所実測図
 後口山 1005 ほ1 林小班外1 S=1:5,000

野友・北川森林事務所



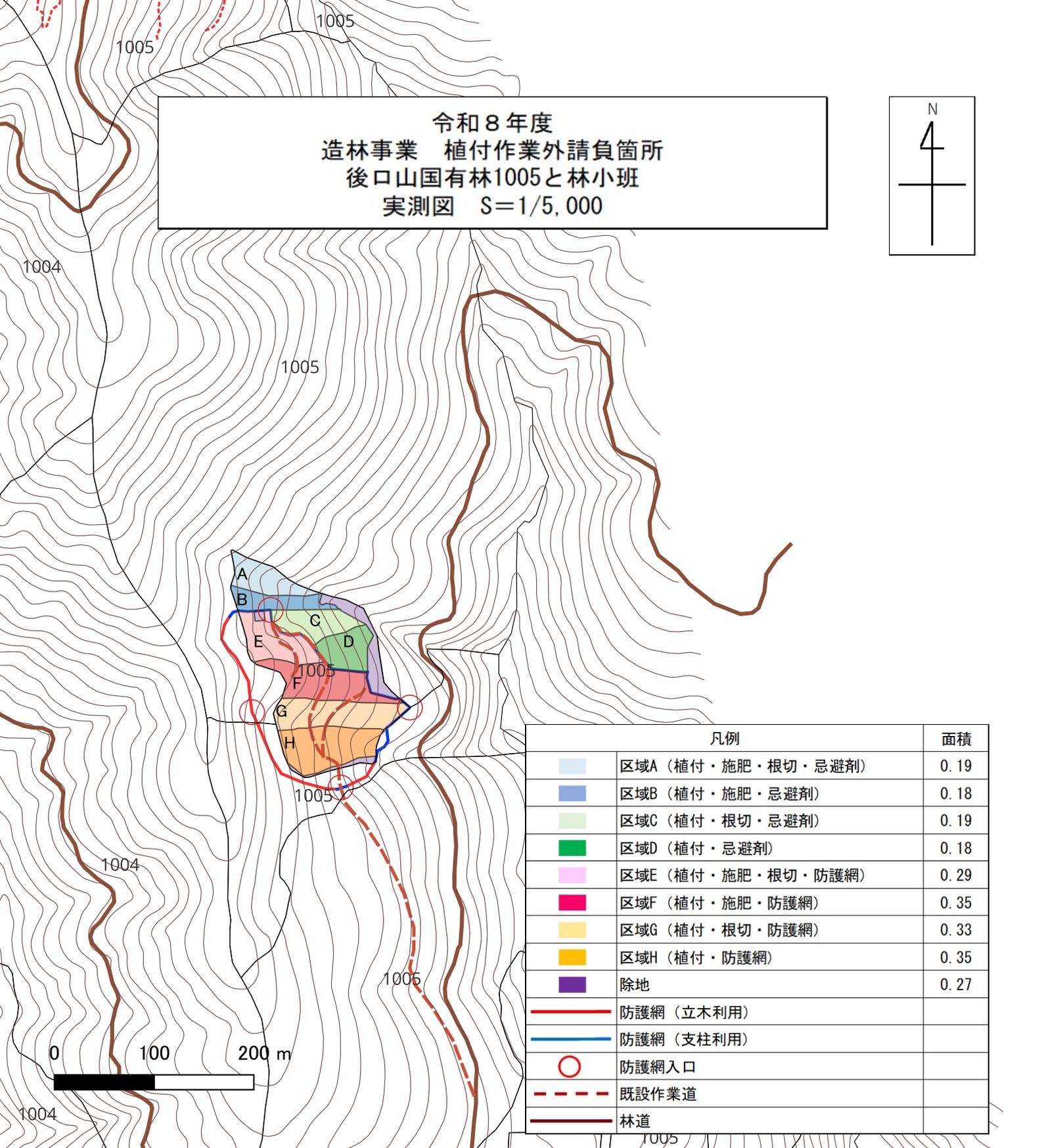
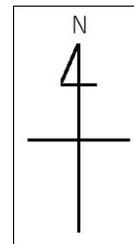
凡 例	
請 負 箇 所	
鹿 防 護 柵 設 置	
歩 道	
林 道	

記番別内訳表 (単位: ha)						
記番	作業種	林小班	林地面積	控除面積	実行面積	備考
				除地		
1	下 刈	1005ほ1	5.58	2.81	2.77	
2	下 刈	1005ほ2	4.33	1.48	2.85	
-	防・ 護・ 箇 易 点 補 修	1005ほ1	5.58	2.81	2.77	延長: 900m
-	防・ 護・ 箇 易 点 補 修	1005ほ2	4.33	1.48	2.85	延長: 850m

0 250[m]

1:5,000

令和8年度
造林事業 植付作業外請負箇所
後口山国有林1005と林小班
実測図 S=1/5,000



凡例		面積
	区域A (植付・施肥・根切・忌避剤)	0.19
	区域B (植付・施肥・忌避剤)	0.18
	区域C (植付・根切・忌避剤)	0.19
	区域D (植付・忌避剤)	0.18
	区域E (植付・施肥・根切・防護網)	0.29
	区域F (植付・施肥・防護網)	0.35
	区域G (植付・根切・防護網)	0.33
	区域H (植付・防護網)	0.35
	除地	0.27
	防護網 (立木利用)	
	防護網 (支柱利用)	
	防護網入口	
	既設作業道	
	林道	

記番別内訳表

記番	作業種	林小班	区域面積	控除面積 (ha)	実行面積	備考
			(ha)	除地	(ha)	
1	植付	1005と	2.33	0.27	2.06	スギ ha/1,500本 (3,090本)
1	施肥	1005と	1.05	0.05	1.01	
-	根切	1005と	1.06	0.06	1.00	
-	防護網設置	1005と	1.41	0.09	1.32	支柱利用 550m、立木利用 450m
-	忌避剤散布	1005と	0.77	0.03	0.74	